

議会改革特別委員会

平成29年5月29日

葛城市議会

開 会 午前10時00分

内野委員長 ただいまの出席委員は8名で、定足数に達しておりますので、これより議会改革特別委員会を開催いたします。

皆様、おはようございます。お忙しい中ご参集をいただき、ありがとうございます。また、過日5月6日には、議会基本条例をテーマに市民の方々と市民懇談会を開催させていただいた折には、本当に皆様のご協力を賜り、ありがとうございました。

本日は、葛城市議会基本条例議案の提出について、さまざま皆様のご意見をお聞かせいただければと思います。最後まで本委員会がスムーズに運びますように、どうか皆様のご協力をよろしくお願いいたします。

以上です。ありがとうございました。

一般の傍聴の取扱いについてお諮りをいたします。

本委員会においては一般の傍聴を許可することとし、傍聴人の入退室も許可したいと思いますが、これにご異議はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

内野委員長 ご異議なしと認め、一般の傍聴及び傍聴人の入退室を認めることといたします。

(傍聴者入室)

内野委員長 なお、発言される場合、必ず挙手をいただき、指名をいたしますので、マイクの発言ボタンを押してから、ご起立いただき発言されるようお願いいたします。また、携帯電話をお持ちの方は、必ず電源を切るかマナーモードに切りかえるようお願いいたします。

それでは、これより調査案件に移ります。

調査案件(1) 葛城市議会基本条例議案の提出についてを議題といたします。

葛城市議会基本条例については、これまでの間、さまざまな議論を行いながら、条例案として取りまとめを行ってまいりました。また、市民の皆様に対しましても、パブリックコメントの実施や、去る5月6日の土曜日には市民懇談会を開催し、意見交換をさせていただくなど、広報広聴活動にも努めてまいったところでございます。

本日は、本条例案について、来月に開催をされます6月定例会におきまして、いよいよ議案として提出するに当たり、その発議方法などについてのご協議をお願いしたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、まずご協議いただきたいのが、本条例の施行期日についてでございます。皆様のお手元に配付をさせていただいております条例案の最終ページの附則の部分が、施行期日について記載する箇所となっております。本条例を6月定例会で議決した後、いつから施行するのかについて、私といたしましては、西井副委員長とともに相談をさせていただいた結果、現職議員の任期満了後となる平成29年11月1日からの施行とさせていただいてはどうかと思っておりますが、このことについて、何かご意見ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

内野委員長 では、異議なしと認め、そのようにさせていただきます。なお、このことにつきまして、6月2日に開催されます議会全員協議会にて議員の皆様にお知らせさせていただきたい

と思っておりますので、ご承知おきいただきますようお願いを申し上げます。

それでは、引き続き、本条例案の提出方法等についてご協議を願いたいと思います。

まず、本議案の提出者及び署名議員についてでございます。提出者及び署名議員については、私といたしましては、副委員長とともにご相談をさせていただいた結果、提出者については私が、また、賛成者の署名については全議員にご署名いただいておりますが、皆様のお考えをお伺いしたいと思います。

何かご意見がございませんでしょうか。

白石委員。

白石委員 もちろん、全会一致で採択されるということが好ましいことでありまして、全議員が提出者並びに賛同者として提出するというのも、これはないことはないと思いますけれども、一応、本会議で質疑とか、そういうことはあまり前例はないとしても、ないとは言えないわけですから、全ての議員が提出をして、それに対して質疑をし、討論をし、採決という手順になるわけですから、やはり合議制の機関として、議論の余地を残しておくということは、私は大切なことではないのかというふうに思うだけで、別に、これは、この間議論してきて、皆様のご意思で1つ条例案としてできていることは事実ですし、それに皆さんがかかわったということでの1つのあかしとしてそういうことは大事なことだけでも、議会の役割とか、議会が議論をし、討論をし、そして採決してやるというこういう手続を踏むということからしたら、やはり議会改革特別委員会の委員長が提案者とし、委員が賛同者として提案をし、質疑を受けて、そして、討論があれば討論、採決というのがより好ましいのではないかとこの程度のものですけれども、そのように私は考えます。

内野委員長 ほかにご意見ございませんか。

増田委員。

増田委員 今、白石委員がおっしゃられましたように、私も委員長がご提案されるということについては、委員のまとめをされたので委員長が。全議員となると、立場上、全議員を束ねている立場じゃないというところからいくと、もしそうであれば議長提案で全議員が賛成者というふうなことになるのかな。受ける側と提案する側とという立場から考えると、委員長が出せば、賛同者が委員というふうな形になるのかなと。過去の例等々を聞いていただいて、調べていただいて、どちらが望ましいかというご判断をもう一度、検討していただいたらと思います。

内野委員長 ほかに意見ございませんか。

吉村委員。

吉村委員 私は、提出者は委員長でいいと思うんですけども、やはり、賛同議員は、全議員より全委員の方がふさわしいんじゃないかなというふうに、白石委員がおっしゃったように、本当に質問は出ないとは思いますが、とも思っているんですけど。

内野委員長 ありがとうございます。そしたら、白石委員、増田委員、吉村委員と、微妙に意見が違いますが、これについて、ほかにご意見ございませんか。

川村委員。

川村委員 このたびの議会改革特別委員会で、議会基本条例を制定するという、もともと、そもそも論から見たら、やっぱり議会改革特別委員会で議会基本条例を提案していったという運びの方に重きを置いたらいいのではないかなと私は思います。もちろん、さっき白石委員がおっしゃったように、逆に問題は起こるような方向ではないと思うんですけども、全員協議会にもきっちりとかけていただいていますので。ただ、流れとしてのことは、やっぱり委員会としてもともと始まったことであるということに対して、わざわざ特別委員会を設置しているわけですから、やはり委員会中心に持っていった方がいいと私も思います。もちろん、さっき言われたみたいに、質疑、討論という形について弾力性を持つということにも、私も非常に賛成でありますし、このことが最終的に全議員によって賛成したという結論はきっちりとするわけですので、流れとしては、やはり委員会という形で持って行って、委員会委員の賛同で、提出者は委員長という形がいいのではないかなというふうに私も思います。

内野委員長 ほかにございますか。

西川委員。

西川朗委員 皆さんの意見を今、参照して聞いているもので、やっぱりそれが一番本意だと思いますので、私もそちらの方で賛成いたしたいと思います。

内野委員長 ということは、ご意見の多いのは、やっぱり賛成者の署名については委員でというご意見が多かったと思いますが。

西井副委員長。

西井副委員長 基本的には、当初、平成19年にこの委員会を設置したときからいったら、当委員会が基本条例を発議するというのが本来やというなら、当委員会に付託されているということで付託者の方から提案する。ただ、両方考え方があると思います。全員が協力してもらったという考え方でいったら、全議員が提案者という意味がある。ただ、委員会としての、やっぱり形をなすには、当委員会から提案するというのが本来やと言われるのであれば、おっしゃるとおりでございます。皆さんの意見を聞かせてもらったら、やっぱり当委員会で、付託を受けた委員会が責任を持って提出するというのが本来かもという考え方もあるわけですので、多数の意見がそうですので、そのような形でされてはいかがでしょうか。

また、全員協議会ときには、そういう形でしますということを説明させてもらったらスムーズにいくんじゃないかなと思いますので、その方向で、委員長、よろしくお願いします。

内野委員長 このことにつきまして、皆さん、今、西井副委員長からも皆さんと同じ意見で、署名に関しては委員が署名するというので、あと、全員協議会ときにその旨を説明させていただくということでもいいですか。

白石委員。

白石委員 今、副委員長の方からお話がありましたように、やっぱり全議員の賛同のもとに進めてきたということは、これはもう明らかな事実であります。ですから、本当に、気持ちとして、そうやって全議員がこの提案にかかわるということは、これはもう全くなしというわけではない、ありだと思いますけれども、やはり本会議において、この議会改革特別委員会を設置し、調査事項として付託されておりますので、手続上の問題とか、議会のいろんな質疑とか

討論とか採決とかという、そういう議員の権限や議会の権限等を尊重して、議会運営をしていくという点からご理解をいただいて、委員会で委員長を中心に、その他の委員の賛同者で提出したいということでご了解をいただいたらいいと、副委員長の発言のとおりだというふうに思います。

内野委員長 ありがとうございます。

ほかにご意見ございませんか。

(「なし」の声あり)

内野委員長 ご意見がなしということで、さまざまご意見をいただきましたが、今、白石委員にもおっしゃっていただきましたが、全議員にはちゃんと説明をさせていただく中で、今回の上程に関しましては、提出者は委員長、また、賛同者に関しては特別委員会の委員とさせていただくことでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

内野委員長 ありがとうございます。

では、今も言いましたが、全員協議会の場でこのことを報告させていただきたいと思いません。よろしくお願いたします。

議案提出に係る協議事項は以上であります。

いよいよ議会基本条例について、議案を提出し、6月定例会で議決をいただくわけですが、本条例の施行に当たり、運用面でのルールづくりなど、今後も皆様のご意見を伺わなければならない事項が出てくれば、その都度協議をしてまいりたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いをいたします。

最後に、(2) その他についてを議題といたします。

この際でございますので、何かございませんでしょうか。

白石委員。

白石委員 せっかくの機会でありますので、一言だけ、今後の取り組みへの課題というか、問題として発言をしておきたいと思えます。

5月6日土曜日に市民懇談会を開催いたしました。これは2回目のことで、議会としては議会基本条例を策定する、その中での位置づけではありますけれども、私とすれば非常に画期的なことだというふうに思っています。ということからするならば、準備万端は万端だったんですけども、問題はどれだけ多くの市民の皆さんに参加をしてもらえるかというところで、やはり不十分であるというふうに痛感をしています。

今後は、基本条例ができて、年1回、2回というふうには規定はしていないけれども、取り組みに当たっては、議員それぞれがそれぞれの責任において、やはり市民の皆さんにご出席をしていただいて、議会がどのような活動をしているということを知っていただく貴重な機会として取り組んでいかなきゃならないというふうに思います。大変ですけども、大切な重要なそういう懇談会なり議会報告会をやるということですので、ぜひ今後の課題として位置づけて、ご議論をいただいて、多くの人に参加していただけるように取り組んでいきたいなど、私自身もそう思いますので、その点だけ申し添えておきたいと思えます。

以上です。

内野委員長 ありがとうございます。私も本当に白石委員と同じ意見で、やっぱり懇談会、たくさんの、1人でも多くの市民の方に参加をしていただきたいということは、今後の課題ということとでしっかりと取り組んでまいりたいなど、そのように思います。ありがとうございました。ほかにございませんでしょうか。

増田委員。

増田委員 先日の市民懇談会の場でもいろいろご意見がございました。作業部会の中でも、いろいろと作成に当たっての議論をさせていただきました。もうちょっとここまでというふうな作業部会での途中の議論と、市民の皆さん方から、もうちょっとここをという意見と、私は同じような気持ちかなというふうに思います。

ただ、この基本条例を、作業部会でも意見があったように、とりあえずスタートを切らなアカんと。逐次必要なところに加筆しながら、一定の期間後に完成されたものになるであろうと、そういうふうなこともお話があったというふうに記憶をしております。今後も、特別委員会の作業部会を継続するかしらないかというものは別として、年1回とか、この内容についての議論の場を継続的に持つ必要があるのかなと、そういうふうに感じました。よろしくお計らいをお願い申し上げます。

内野委員長 ありがとうございます。今、増田委員より、年1回議論の場を持つ必要があるということに関しましては、私もそのように思います。今後また、このことについては検討していきながら……。

西井副委員長 その件について、とりあえず改選後やっぱり検討してもらわないといけないので、その意見は一応、ある程度は皆さん方、認識しておいてもらって、改選後の形やと思います。

内野委員長 今、増田委員よりご意見をいただいた年1回、議会改革の条例の議論の場を持つというのは、11月1日の施行日以降でまた検討等をさせていただくということでご理解願います。

増田委員 引き継ぎ事項としてね、そういうものを。

内野委員長 引き継ぎ事項としてね、わかりました。

西井副委員長 皆さん方、議会基本条例に基づいて実施する市民懇談会については、改選後の課題ということで、改選後は再度、議会改革特別委員会や作業部会など何らかの形をつくらないといけないと思っておりますので、どうか皆さん、そのような認識を持っておいていただきたいと思います。

内野委員長 ということでよろしいでしょうか。認識を持っていただいてということで、よろしくお願いたします。

ほかにございませんでしょうか。

(「なし」の声あり)

内野委員長 意見がございませんので、これをもって議会改革特別委員会を閉会いたします。

さまざま、皆様、ご意見をいただきまして、ありがとうございました。今後とも、6月議会基本条例の提出、また11月1日から施行ということで、今、さまざまな意見がございました。その意見も含めて、次、また改選後に、さまざまそのいただいた意見、取り上げてまい

りたいなど、そのように思います。

本当にきょうはお忙しい中、ありがとうございました。この会議をスムーズに行わせていただいたこと、皆様にまずもって感謝を申し上げます。本当にありがとうございました。

閉 会 午前10時26分

委員会条例第28条の規定によりここに署名する。

議会改革特別委員会委員長 内 野 悦 子